

平成 29 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回臨時会

大船渡地区環境衛生組合

平成 29 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回臨時会会議録
平成 29 年 8 月 28 日(月)午後 1 時 00 分開議

議事日程第 1 号

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 議案第 1 号 大船渡地区環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第 4 議案第 2 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5 議案第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席議員(9名)

議 長	小松 龍一 君	副議長	菅野 浩正 君
2 番	奥山 行正 君	3 番	東 堅市 君
4 番	船砥 英久 君	5 番	泉田 是重 君
7 番	今野 善信 君	8 番	渊上 清 君
10 番	滝田 松男 君		

欠席議員(1名) 1 番 金子 正勝 君

遅刻議員(0名)

早退議員(0名)

当局出席者

管 理 者	大船渡市長	戸田 公明 君
副 管 理 者	大船渡市副市長	高 泰久 君
副 管 理 者	住田町長	神田 謙一 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	今野 芳彦 君

幹事出席者

大船渡市生活福祉部市民生活環境課長	安田 由紀男 君
住田町町民生活課長	梶原 ユカリ 君

事務局出席者

事務局長	及川 吉郎 君
係 長	曾根 悦子 君
主 任	鈴木 伸 君

午後 1 時 00 分開会

○議長(小松龍一君) それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。ただいまから平成 29 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は 9 名であります。欠席の通告は 1 番金子正勝君であります。

ここで議事日程に入る前に諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から平成 28 年度分、平成 29 年 1 月から 5 月分及び平成 29 年度分、平成 29 年 4 月分から 6 月分の一般会計並びに歳計外現金の例月出納検査の結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご了解願います。以上で諸報告を終わります。

ここで当局から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

○管理者(戸田公明君) それではこの場をお借りいたしまして、私から副管理者を紹介させていただきます。当組合の副管理者でありました多田欣一前住田町長の退任に伴いまして、8 月 5 日付けで副管理者に就任した神田謙一住田町長でございます。

○副管理者(神田謙一君) 神田でございます。よろしくお願いたします。

○管理者(戸田公明君) 私からは以上であります。

○議長(小松龍一君) それでは出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長(小松龍一君) 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○議長(小松龍一君) 次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定により議長から 4 番船砥英久君、5 番泉田是重君の両名を指名いたします。

○議長(小松龍一君) 次に日程第 3、議案第 1 号、大船渡地区環境衛生組合個人情報保護条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長(及川吉郎君) それでは私から議案第 1 号についてご説明いたします。議案書の議案第 1 号をお開き願います。議案第 1 号、大船渡地区環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について。別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決をお

願います。提案理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をしようとするものでございます。なお、当組合を構成する各市町におきましては、いずれも同様の条例を制定しているところであります。お聞き願います。大船渡地区環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例でございますが、改正条例の内容につきましては、別冊にてお配りしております議案第1号説明要旨により説明し、全文に代えさせていただきます。なお、資料といたしまして、条例改正新旧対照表を参考にさせていただきますと存じます。説明要旨の1ページをお聞き願います。議案第1号説明要旨。1、本則でございます。第2条、第34条、第36条は、それぞれ文言を整理するものでございます。2、附則でございます。この条例の施行期日を公布の日とするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(小松龍一君) 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第1号について質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第1号について原案のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松龍一君) 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

○議長(小松龍一君) 次に日程第4、議案第2号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長(及川吉郎君) それでは議案第2号についてご説明いたします。議案書の議案第2号をお聞き願います。議案第2号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について。別紙のとおり制定することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございます。育児協業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護時間の導入、介護休暇の分割取得等に関し、所要の規定の整備をしようとするものでございます。なお、当組合を構成する各市町におきましては、いずれも同様の条例を制定しているところであります。お聞き願います。職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でございますが、改正条例の内容につきましては、別冊にてお配りしております議案第2号説明要旨により説明し、全文に代えさせていただきます。なお、資料といたしまして条例改正新旧対照表を参考にさせていただきますと存じます。説明要旨の2ページをお聞き願います。議案第2号説明要旨。1、本則でございます。第9条、育児又は介護を行

う職員の深夜勤務等の制限に係る子の対象に特別養子縁組の監護期間中のもの等を加えること等を定めるものであります。第12条、職員の休暇の種類に介護時間を加えることを定めるものであります。第16条、介護休暇について、6月を超えない範囲内において3回を上限に分割して取得できることを定めるものであります。第16条の2、介護時間について、職員が要介護者の介護をするため、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことが認められる時間とすること等を定めるものでございます。第17条、介護時間は、管理者の承認を受けなければならないことを定めるものでございます。2、附則でございます。第1項、この条例の施行期日を公布の日とするものであります。第2項、介護休暇に係る経過措置を定めるものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小松龍一君）以上で提出者の説明を終わります。議案第2号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君）以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第2号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松龍一君）起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（小松龍一君）次に日程第5、議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（及川吉郎君）それでは議案第3号についてご説明いたします。議案書の議案第3号をお開き願います。議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。別紙のとおり制定することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、所要の規定の整備をしようとするものでございます。なお、当組合を構成する各市町におきましては、いずれも同様の条例を制定しているところであります。お開き願います。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、改正条例の内容につきましては、別冊にてお配りしております議案第3号説明要旨により説明し、全文にかえさせていただきます。なお、資料といたしまして条例改正新旧対照表を参考にさせていただきたいと存じます。説明要旨の3ページをお開き願います。議案第3号説明要旨。1、本則でございます。第2条、非常勤職員の育児休業に係る雇用継続の見込みの要件について、養育する子が1歳6か月に達する日以後も在職することが見込まれる非常勤職員とすること

等を定めるものでございます。第2条の2、育児休業等の対象となる者として育児休業法第2条第1項の規定により条例で定める者について、養育里親である職員に委託されている児童とすることを定めるものでございます。第2条の3、条項を整理するとともに、文言を整理するものでございます。第2条の4、条項を整理するものでございます。第3条、再度の育児休業ができる特別な事情に特別養子縁組が成立しなかった場合等を加えること等を定めるものでございます。第10条、育児短時間勤務終了後1年を経過しないで育児短時間勤務をすることができる特別な事情に特別養子縁組が成立しなかった場合等を加えること等を定めるものでございます。第18条、介護時間の承認を受けた場合における部分休業の取扱いを定めるものでございます。2、附則でございます。この条例の施行期日を公布の日とするものでございます説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小松龍一君） 以上で提出者の説明を終わります。議案第3号についての質疑を許します。今野善信議員。

○7番（今野善信君） 2点ほど質問させていただきます。一つは、第2条の非常勤職員のことなんですけれども、これは非常勤職員というのは更新の時期と言うか、在任期間というのは何種類かあるものでしょうか。それとも1年もあり、2年もあるということなんでしょうか。その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

それから第10条の育児短時間勤務終了後、1年を経過しないで育児短時間勤務をすることができる特別な事情というところに、特別養子縁組が成立しなかった場合というふうになっています。何か私の感覚では、特別養子縁組が成立した場合に短時間勤務ができるのかなというのは、ちょっと逆にとられるような感じがするんですけれども、その辺の条文の解釈についてお伺いしたいと思います。

○議長（小松龍一君） 事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） すみません、お時間頂戴しております。申し訳ございません。非常勤職員についてでございますが、3年と5年、9時から4時までの2種類があるということでございます。

あと特別養子縁組が成立しなかった場合ということについてのご質問だったかと思うんですが、成立すれば、そのとおり法律上の親子関係になるんでしょうけれども、それは申請しても、それが成立しなかった場合が、そういった場合でも、それがならなかった、それがなくなることになるまでの間の期間が認められるようになったというふうに聞いております。ちょっとはつきりしないので、うまくお答えできなくて申し訳ございません。

○議長（小松龍一君） はい8番今野善信君。

○8番（今野善信君） 私の感覚だと、特別な事情、育児短時間勤務が終了した後に、また育児短時間勤務が始まるということは、特別な事情なんだろうなというふうに考え

ます。それは養子縁組がいわゆる成立したから、特別な事情が現れたというふうに考えてしまうんですけども、そこところが、ちょっとわからないので、だからどうなんでしょうかね、そこところがポイント、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（小松龍一君） 事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） 特別な養子縁組が成立すれば、もちろんその親子関係、法律上の親子関係になるということですが、特別養子縁組の申し立てをしてですね、それが認められるまでの間と、あと認められたんですけども、その後、何かの事情があって、それが駄目になったような場合の、それがいわゆる特別な場合というふうに聞いております。

○議長（小松龍一君） よろしいですか。他にございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第3号は原案のとおり決定するに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（小松龍一君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

以上をもって本臨時会に提出されました一切の案件が議了いたしましたので、これをもって平成29年大船渡地区環境衛生組合議会第1回臨時会を閉会といたします。本日は本日はご苦勞さまでございました。

午後1時22分閉会